野村證券株式会社とノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（NOMURA　INTERNATIONAL　PLC）他2者がTOWA株式会社＜6315＞株式の大量保有報告書を提出

東証プライムのTOWA株式会社＜6315＞について、野村證券株式会社他3者（後述）が2026年11月9日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

保有者4者

・野村證券株式会社

・ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（NOMURA　INTERNATIONAL　PLC）

・ノムラ　セキュリテーズ　インターナショナル（NOMURA　SECURITIES　INTERNATIONAL,Inc.）

・野村アセットマネジメント株式会社

保有目的は「証券業務に係る商品在庫として保有している。」によるもの。

報告書によると、野村證券株式会社他3者のTOWA株式会社株式保有比率は、5.88%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2026年10月30日。